

大田区特定子ども・子育て支援施設等

指導検査基準

(令和2年7月16日制定)
(令和5年6月1日適用)

大田区 こども家庭部 保育サービス課

指導検査基準中の「判定区分」

判定区分	内 容
B	指導基準に適合していないが、軽微な事項又は改善が容易な事項
C	指導基準に適合していない事項で、B判定以外のもの

※ 判定区分がB判定の事項であっても、前回の確認指導又は確認監査において、B判定の指摘をされているにもかかわらず改善されていない場合等積極的な改善が見られないと判断されるものについては、C判定の指摘とする。

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略 称
1	平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」	支援法施行規則
2	昭和57年6月15日56福児母第 990号認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1「認可外保育施設指導監督基準」	指導監督基準
3	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	運営基準
4	昭和23年7月24日法律第186号「消防法」	消防法
5	昭和36年3月25日政令第37号「消防法施行令」	消防法施行令
6	昭和36年4月1日自治省令第6号「消防法施行規則」	消防法施行規則
7	昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」	労働基準法

目次

1. 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の評価基準

1 保育に従事する者の数及び資格

- (1) 保育に従事する者の数 . . . 1 ページ
- (2) 保育に従事する者の有資格者の数 . . . 1 ページ
- (3) 国家戦略特別区域内に所在する施設における特例 . . . 1 ページ
- (4) 保育士の名称 . . . 1 ページ

2 保育室等の構造設備及び面積

- (1) 保育室の面積 . . . 2 ページ
- (2) 調理室の有無 . . . 2 ページ
- (3) 乳児（おおむね1歳未満児）と幼児の保育場所とが区画されかつ安全性の確保 . . . 2 ページ
- (4) 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保 . . . 2 ページ
- (5) 保育室に専用の手洗い設備の設置 . . . 3 ページ
- (6) 便所 . . . 3 ページ

3 非常災害に対する措置

- (1) 消火用具・非常口 . . . 3 ページ
- (2) 消防計画・避難訓練 . . . 4 ページ

4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

- (1) 保育室が2階の場合の条件 . . . 5 ページ
- (2) 保育室が3階の場合の条件 . . . 5～6 ページ
- (3) 保育室が4階以上の場合の条件 . . . 7～8 ページ

5 保育内容

- (1) 保育の内容 . . . 8 ページ
- (2) 保育従事者の保育姿勢等 . . . 9 ページ
- (3) 保護者との連絡等 . . . 9 ページ

6 給食

- (1) 衛生管理の状況 . . . 10 ページ
- (2) 食事内容等の状況 . . . 10 ページ

7 健康管理・安全確保

- (1) 乳幼児の健康状態の観察 . . . 11 ページ
- (2) 乳幼児の発育チェック . . . 11 ページ
- (3) 乳幼児の健康診断 . . . 11 ページ
- (4) 職員の健康診断 . . . 11 ページ
- (5) 医薬品等の整備 . . . 11 ページ
- (6) 感染症への対応 . . . 12 ページ
- (7) 乳幼児突然死症候群の予防 . . . 12 ページ
- (8) 安全確保 . . . 12～13 ページ

8 利用者への情報提供

- (1) 施設及びサービスに関する内容の掲示 . . . 13 ページ
- (2) サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明 . . . 14 ページ
- (3) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付 . . . 14 ページ
- (4) 領収証（領収証兼提供証明書）の交付 . . . 14 ページ

9 備える帳簿

- (1) 職員に関する書類等の整備 . . . 14 ページ
- (2) 在籍（利用）乳幼児に関する書類等の整備 . . . 14 ページ
- (3) 施設に関する書類 . . . 14 ページ

10 設置者の経営姿勢

- (1) 保育に対する姿勢 . . . 15 ページ

11 その他

- (1) 施設等利用給付認定保護者に関する区への通知 . . . 15 ページ
- (2) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則 . . . 15 ページ
- (3) 秘密保持等 . . . 15 ページ
- (4) 記録の整備 . . . 15 ページ

1. 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の評価基準

調査事項	調査内容	評価基準		根拠法令等
		評価事項	判定 B C	
1 保育に従事する者の数及び資格				
(1) 保育に従事する者の数 0歳児 3人につき1人以上 1、2歳児 6人につき1人以上 3歳児 20人につき1人以上 4歳児以上 30人につき1人以上 [考え方] 保育従事者の必要数及び有資格者数は常勤職員により算定する。 常勤職員に代えて短時間勤務（アルバイトやパート）の職員を充てる場合にあっては、総勤務時間数を常勤職員に換算すること。 どの時間帯においても、在籍児童数に見合った必要な保育従事者数が配置されていることが必要。 ※常勤職員：1日6時間以上で月20日以上、又は月120時間以上勤務の者 ※児童の年齢は、実年齢である。クラス年齢（当該年度の初日の前日の年齢）による区分はしていない。	保育従事者の必要数の算出 a 調査日の属する月を基準月とし、月極利用の契約入所児童数による必要数を満たしているか。	・ 月極契約入所児童数に対して保育従事者が不足している。	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号イ（1） ・ 指導監督基準1（1）
	b 調査日に時間預かり（一時預かり）がある場合は、月極契約児童数に時間預かりの数を加えた児童数による必要数を満たしているか。	・ 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対して保育従事者が不足している。	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号イ（1） ・ 指導監督基準1（1）
	c 常時、複数の保育従事者が配置されているか。 ※ 必要数の算出は年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入する。 ※ 施設の開所から又は閉所まで30分以内の時間帯において乳幼児数が1人の場合は、保育従事者が1人であっても指摘はしない。	・ 入所児童の在籍時間帯に1人勤務の時間帯がある。	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号イ（1） ・ 指導監督基準1（1）
(2) 保育に従事する者の有資格者の数 [考え方] 有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（助産師及び保健師を含む。以下同じ。）の資格を有する者をいう。 ※指導基準1の調査事項(3)により評価を行う場合は、本項目は適用しない。	有資格者の数が保育従事者の必要数の3分の1（保育従事者が2人の施設については1人）以上いるか。			
	a 月極契約入所児童数に対する数 b 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対する数 ※ 有資格者の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入	・ 月極契約入所児童数に対する保育従事者数について、有資格者が不足している。 ・ 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対する保育従事者数について、有資格者が不足している。	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号イ（2） ・ 指導監督基準1（1） ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号イ（2） ・ 指導監督基準1（1）
(3) 国家戦略特別区域法第8条第7項の内閣総理大臣の認定を受けた国家戦略特別区域内に所在する施設における指導基準1の調査事項（2）に係る特例 ※「国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものに係る認可外保育施設指導監督基準の取り扱いについて」（平成27年8月7日付雇発第0807第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づき、評価を行う。	a 過去3年間に保育した乳幼児の概ね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人であるか。	・ 過去3年間に保育した乳幼児の概ね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）でない。または、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人でない。	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号イ（2） ・ 指導監督基準1（1）
	b 外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置しているか。	・ 外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置していない。	○	
	c 保育士の資格を有する者を1人以上配置しているか。	・ 保育士の資格を有する者を1人以上配置していない。	○	
(4) 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	・ 左記の事項につき違反がある。	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号イ（3） ・ 指導監督基準1（4）
	b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。	・ 左記の事項につき違反がある。	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号イ（4）

調査事項	調査内容	評価基準			根拠法令等
		評価事項	判定		
			B	C	
2 保育室等の構造設備及び面積					
(1) 保育室の面積 〔考え方〕 保育室面積；当該保育施設において、保育室専用として使用している部屋の面積。調理室や便所、浴室等、保育室以外の部屋及び区画は含まない。	保育室面積は、児童が実際に使用できる面積（ロッカー等が置いてある場合は、その分の面積は除く）とし、入所児童1人当たりおおむね1.65㎡以上確保されているか。				
	a 調査日現在の月極契約入所児童数についての1人当たりの面積	・ 不足している。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ（2） ・ 指導監督基準2（1）
	b 時間預かり（一時預かり）がある場合は、月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数についての1人当たりの面積	・ 不足している。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ（2） ・ 指導監督基準2（1）
	c 調査時点での在籍児童数についての1人当たりの面積	・ 不足している。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ（2） ・ 指導監督基準2（1）
(2) 調理室の有無 〔考え方〕 給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を行っている場合等は過熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有していること。	a 調理室（施設外調理等の場合は必要な調理機能を含む。）は、原則として当該施設内にあつて専用のものであるか。 調理室の施設外共同使用の場合は、通常の使用に特に支障がないと判断できるか。（ただし、施設外調理等の場合に必要とされる調理機能については、施設外共同使用は認めない。）	・ 調理室（施設外調理等の場合は必要な調理機能）がない。 ・ 調理室（必要な調理機能を含む。）が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ（1） ・ 指導監督基準2（1）
	※ 特に支障がない場合 共同使用であっても衛生上問題なく、使用に当たり大きな制限がないかどうか。	・ 区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する。 ・ 衛生的な状態が保たれていない。		○	・ 指導監督基準2（1） ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ（4） ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（11）、（14） ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ホ（1） ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（11）、（14）
				○	・ 指導監督基準2（1） ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ホ（1） ・ 指導監督基準6（1）
(3) 乳児（おおむね1歳未満児）と幼児の保育場所とが区画されかつ安全性の確保	a おおむね1歳未満児の保育を行う場所とその他の幼児の保育を行う場所は、別の部屋であることが望ましいが、部屋を別にできない場合は幼児が容易に乳児の保育場所へ立ち入れないよう区画されているか。（ベビーフェンス、ベビーベッド等による区画でも可）	・ 区画されていない。（別の部屋でない、又はベビーフェンス、ベビーベッド等の区画がない。） ・ 区画が不十分（ベビーフェンス等があつても、十分活用されていない。）		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ（3） ・ 指導監督基準2（1） ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ（3） ・ 指導監督基準2（1）
	(4) 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保	a 採光が確保されているか。 ※ 原則として、保育室は1階以上に設けること。	・ 窓等採光に有効な開口部がない。 ※ 建築基準法第28条第1項及び同法施行令第19条の規定（認可保育所の保育室の採光）に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましい。 ・ 採光が不十分		○
	b 換気が確保されているか。	・ 窓等換気に有効な開口部がない。 ※ 建築基準法第28条第2項の規定（居室の換気）に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。 ・ 換気が不十分		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ（4） ・ 指導監督基準2（3） ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ（4） ・ 指導監督基準2（3）
	c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。	・ 同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていることがある。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（11）、（14） ・ 指導監督基準2（3）

調査事項	調査内容	評価基準		根拠法令等	
		評価事項	判定 B C		
(5) 保育室に専用の手洗い設備の設置	保育室には便所用とは別に保育室専用の手洗い設備が設けられているとともに、衛生的に管理されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 専用の手洗い設備が設けられていない。 手洗い設備が設けられているが不適切 	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> 指導監督基準 2 (3) 指導監督基準 2 (3) 	
(6) 便所 a 便所の有無	便所は、原則として当該施設内にあって専用のものであるか。 施設外共同使用の場合は、通常の使用に特に支障がないと判断できるか。 ※ 特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 便所がない。 	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ (5) 指導監督基準 2 (3) 	
b 便所に専用の手洗い設備の設置 便所と保育室及び調理室（調理設備を含む。）との区画 便所の安全な使用の確保	(a) 便所には保育室用とは別に便所専用の手洗い設備が設けられているとともに、衛生的に管理されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 専用の手洗い設備が設けられていない。 手洗い設備が設けられているが不適切 	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ (5) 指導監督基準 2 (3) 	
		<ul style="list-style-type: none"> 手洗い設備が不衛生（十分に清掃なされていない、石けんがないなど） 	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ (5) 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ (2) 指導監督基準 2 (3) 	
	(b) 児童が安全に使用するのに適当なものであるか。	<ul style="list-style-type: none"> 児童専用の便所がない。 (便器のサイズ児童用) 	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ (1)、(5) 指導監督基準 2 (3) 	
	(c) 便所は保育室及び調理室と区画され衛生上問題がないか。	<ul style="list-style-type: none"> 便所が、保育室及び調理室と区画されていない。 便所が不衛生（十分に清掃がなされていない。） 	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ (2) 指導監督基準 2 (3) 	
c 便器の数	便器の数は大便器、小便器の合計とするが、少なくとも大便器はおおむね児童20人につき1個以上必要とする。	<ul style="list-style-type: none"> 契約入所児童数に対して便器の数が不足 	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ (6) 指導監督基準 2 (3) 	
	(a) 調査日現在の契約入所児童（満1歳以上）数による。 (b) 時間預かりがある場合は、その入所児童（満1歳以上）数を加算した数に対しても算出する。 ※ 必要便所数：幼児20人につき1個以上。 小数点以下第1位までを算出し、それを四捨五入した数	<ul style="list-style-type: none"> 時間預かりを含めた入所児童数に対して便器の数が不足 	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ (6) 指導監督基準 2 (3) 	
3 非常災害に対する措置					
(1) a 消火用具の設置	(a) 機能が有効な消火用具が設置されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 消火用具がない又は消火用具の機能失効 	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ (1) 指導監督基準 3 (1) 	
	(b) 設置場所は火気使用場所のそばであり、かつ通行又は避難並びに用具の性能に支障がないか。	<ul style="list-style-type: none"> 設置場所不適 	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ヘ (14) 指導監督基準 7 (8) 	
	(c) 職員全員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 消火用具の設置場所等につき、周知されていない。 	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ヘ (14) 指導監督基準 7 (8) 	
	b 非常口の設置	(a) 非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に、2か所2方向で適切に設置されているか。 ※ 2か所2方向に非常口があり、それぞれの非常口に通じる階段が必要になる。（出入口が2か所、階段も2か所必要であること。） 保育室等を1階に設ける場合や、屋上に屋外遊戯場を設ける場合等においても2方向の避難経路を確保すること。	<ul style="list-style-type: none"> 非常口が1か所のみ 設置箇所不適 非常口は2か所あるが、適切な退避用経路が確保されていない。 	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ (1) 指導監督基準 3 (3)
		(b) 非常口の周辺に家具や用具を置いて、設備の機能を妨げているか。	<ul style="list-style-type: none"> 非常口の機能不備 	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ (1) 支援法施行規則第1条第1項第1号ヘ (14) 指導監督基準 3 (1)、(3) 指導監督基準 7 (8)

調査事項	調査内容	評価基準			根拠法令等
		評価事項	判定		
			B	C	
(2) a 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定	(a) 具体的計画＝消防計画が適正に作成され届出が行われているか。 ※ 消防法上、収容人員（防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数をいう。建物全体で判断する。）が30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。収容人員が30人未満の施設であっても、児童の安全確保の観点から具体的計画（消防計画）を作成すること。 ※ 消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。 ※ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）についても策定するよう努めること。	<ul style="list-style-type: none"> 具体的計画（消防計画）を作成していない。（全施設対象） 具体的計画（消防計画）の届出をしていない。（収容人員が30人以上の施設が対象） 具体的計画（消防計画）の内容不備。 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（2） 指導監督基準3（2） 消防法第8条、消防法施行令第3条の2、消防法施行規則第3条 消防法施行令第3条の2 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（2） 指導監督基準3（2） 消防法第8条、消防法施行令第3条の2、消防法施行規則第3条
	(b) 防火管理者の選任、届出が行われているか。 ※ 認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみなされるため、収容人員が30人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければならない。 30人未満の施設であっても児童の安全確保の観点から、選任することが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> 収容人員が30人以上の施設であって防火管理者の選任・届出がされていない。 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 消防法第8条
b 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施	(a) 訓練は毎月定期的に行われているか。 ※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。 ※ 震災に対する訓練も取り入れることが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> 訓練が1年以内に1回も実施されていない。 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（3） 指導監督基準3（2） 消防法施行令第3条の2第2項
		[避難消火訓練実施回数不足] <ul style="list-style-type: none"> 年間実施回数6回以上12回未満 年間実施回数6回未満（30人以上の施設） （30人未満の施設） 	○	○	
		[保育室が4階以上にある施設] <ul style="list-style-type: none"> 訓練が毎月1回以上実施されていない。 	○	○	
		<ul style="list-style-type: none"> 訓練内容不適 訓練記録が整備されていない 訓練記録が不十分 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 指導監督基準3（2） 消防法施行規則第4条の2の4第2項 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（3）

調査事項	調査内容	評価基準			根拠法令等
		評価事項	判定		
			B	C	
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件					
(1) 保育室が2階の場合の条件	a 保育室、その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。	<ul style="list-style-type: none"> 転落防止設備がない。 転落防止設備が不備である。 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(4) 指導監督基準4(1)
	b 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設か。 ※ 保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等での確認が望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)ではない。 		○	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(4) 指導監督基準4(1)
	c 乳幼児の避難に適した下記の構造の施設又は設備が、それぞれ1以上設けられているか。 (常用) ア 屋内階段 イ 屋外階段 (避難用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 イ 待避上有効なバルコニー ウ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 エ 屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> 左記に掲げる(常用)及び(避難用)の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていない。 		○	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(4) 指導監督基準4(1)
<p>待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> バルコニーの床は準耐火構造とする。 バルコニーは十分に外気に開放されていること。 バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。 その階の保育室の面積の概ね1/8以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。 <p>なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。</p>					
(2) 保育室が3階の場合の条件	a 耐火建築物であるか。	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可) 		○	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(5) 指導監督基準4(2)
	b 乳幼児の避難に適した下記に掲げる(常用)欄及び(避難用)欄の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられているか。 これらの施設又は設備が保育室の各部分からその位置に至る歩行距離がいずれも30m以内となるように設けられているか。 (常用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 イ 屋外階段 (避難用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 イ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ウ 屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> 左記に掲げる(常用)及び(避難用)の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていない。 		○	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(5) 指導監督基準4(2)
	c 避難に適した構造の施設又は設備が保育室の各部分からその位置に至る歩行距離が30m以内となるように設けられているか。	<ul style="list-style-type: none"> 避難に適した構造の施設又は設備が、保育室の各部分からその位置に至る歩行距離30m以内設けられていない。 		○	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(5) 指導監督基準4(2)

調査事項	調査内容	評価基準			根拠法令等
		評価事項	判定		
			B	C	
(2) 保育室が3階の場合の条件 (調理室がある場合)	<p>d 保育施設の調理室以外の部分と調理室を耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備等で区画し火災が広がりを防止する対策等が採られているか。</p> <p>※ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床=耐火構造壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。</p> <p>※ 特定防火設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 防火区画に用いる防火設備（スプリンクラー等） 防火戸、ドレンチャーその他火災を遮る設備 加熱開始1時間当該加熱面以外の面に火災を出さないもの <p>※ ダンパー：ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。</p> <p>※ 調理器具の種類に応じた有効な自動消火装置</p> <ul style="list-style-type: none"> レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等 	<ul style="list-style-type: none"> 以下に掲げてある施設及び設備のうち該当するものが一つもない。 <p>①保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているか。ただし、次の②及び③のいずれかが設置されている場合はこの限りではない。</p> <p>②調理室に乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置が施され、スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもの設けられていること。</p> <p>③調理室に乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置が施され、調理器具の種類に応じた有効な自動消火装置（レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等）が設けられ、かつ当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置（不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等）が講じられていること。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（5） 指導監督基準4（2）
(2) 保育室が3階の場合の条件	e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	<ul style="list-style-type: none"> 左記eを満たしていない。 			<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（5） 指導監督基準4（2）
	f 保育室その他乳幼児が入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	<ul style="list-style-type: none"> 転落防止設備がない。 転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。 		○	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（5） 指導監督基準4（2）
	g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。	<ul style="list-style-type: none"> 左記gを満たしていない。 <p>※ 非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。</p> <p>※ 非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（5） 指導監督基準4（2）
	h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 左記hを満たしていない。（防炎物品表示） 			<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（5） 指導監督基準4（2）

調査事項	調査内容	評価基準		根拠法令等
		評価事項	判定 B C	
(3) 保育室が4階以上の場合の条件	a 耐火建築物であるか。	・ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。 (準耐火建築物は不可)	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(5) ・ 指導監督基準4(2)
	b 乳幼児の避難に適した下記に掲げる(常用)及び(避難用)の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられているか。 (常用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 イ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 (避難用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすもの。) イ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ウ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外避難階段	・ 左記に掲げる(常用)及び(避難用)の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていない。	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(5) ・ 指導監督基準4(2)
	c 避難に適した構造の施設又は設備が保育室の各部分からその位置に至る歩行距離が30m以内となるように設けられているか。	・ 避難に適した構造の施設又は設備が、保育室の各部分からその位置に至る歩行距離30m以内設けられていない。	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(5) ・ 指導監督基準4(2)
(3) 保育室が4階以上の場合の条件 (調理室がある場合)	d 保育施設の調理室以外の部分と調理室を耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備等で区画し火災が広がり防止する対策等が採られているか。 保育施設の調理室以外の部分と調理室を耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備等で区画し火災が広がり防止する対策等が採られているか。 ※ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床=耐火構造壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。 ※ 特定防火設備 ・ 防火区画に用いる防火設備(スプリンクラー等) ・ 防火戸、ドレンチャーその他火災を遮る設備 ・ 加熱開始1時間当該加熱面以外の面に火災を出さないもの ※ ダンパー: ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。 ※ 調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置 ・ レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等	・ 以下に掲げてある施設及び設備のうち該当するものが一つもない。 ①保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているか。 ②調理室に乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置が施され、スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 ③調理室に乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置が施され、調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置(レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等)が設けられ、かつ当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置(不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等)が講じられていること。	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(5) ・ 指導監督基準4(2)

調査事項	調査内容	評価基準		根拠法令等
		評価事項	判定 B C	
(3) 保育室が4階以上の場合の条件	e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	・ 左記 e を満たしていない。	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(5) ・ 指導監督基準4(2)
	f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	・ 転落防止設備がない。 ・ 転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(5) ・ 指導監督基準4(2)
	g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備(電話で可)があるか。 ※ 非常警報器具: 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 ※ 非常警報設備: 非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。	・ 左記 g を満たしていない。	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(5) ・ 指導監督基準4(2)
	h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理されているか。	・ 左記 h を満たしていない。(防災物品表示)	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(5) ・ 指導監督基準4(2)
5 保育内容				
(1) 保育の内容 ※ 保育所保育指針を踏まえた、適切な保育が行われているか。	保育内容の工夫	・ 左記 b～d の事項を満たしていること。(実際の指導等は、b～d の事項について、それぞれ実施する。)		
	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、保育内容を工夫しているか。			
	b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように十分に配慮がなされた保育計画を定め実行しているか。 (a) 乳幼児の日々の生活のリズムに沿ったカリキュラムが設定されているか。 (b) 必要に応じ乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。 (c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。 (d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。	・ デイリープログラム等が作成されていない。 ・ 保育日誌が作成されていない。 ・ 汚れたときの処置が不相当 ・ 24時間保育で3日以上継続入所児童に入浴・清拭がされていない。 ・ 外気浴の機会が適切に確保されていない。(乳児) 週3回以下 週4回以上6回未満 ・ 屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。(幼児) 週3回以下 週4回以上6回未満	○ ○ ○ ○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ(1)、(3) ・ 指導監督基準5(1) ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ(2) ・ 指導監督基準5(1) ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ(2) ・ 指導監督基準5(1) ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ(2) ・ 指導監督基準5(1)
	c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	・ テレビやビデオを見せ続けている。 ・ 一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。	○ ○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ(4) ・ 指導監督基準5(1)
	d 必要な遊具、保育用品が備えられているか。 ※ テレビは含まない。	・ 遊具が全くない。 ・ 遊具につき、改善を要する点がある。 ・ 年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等 ・ 大型遊具を備える場合に、安全性に問題がある。	○ ○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ(2)、(5) ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ヘ(14) ・ 指導監督基準5(1)

調査事項	調査内容	評価基準			根拠法令等
		評価事項	判定		
			B	C	
(2) 保育従事者の保育姿勢等 a 保育従事者の人間性と専門性の向上	(a) 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任に当たる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。 (b) 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育従事者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	<ul style="list-style-type: none"> 施設内研修等の機会を設けるなど、保育従事者の質の向上に努めていない。 外部研修等への参加が全くない。 保育所保育指針の理解に努めていない。 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ(6)、(7) 指導監督基準5(2)
b 児童の人権に対する十分な配慮	乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないよう、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> 配慮に欠けている。(例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。 		○	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ(8) 指導監督基準5(2)
c 児童相談所等の専門的機関との連携	入所乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> 不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。 対応が不十分 		○	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ(9) 指導監督基準5(2)
(3) 保護者との連絡等 a 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	[3歳未満児] (原則として連絡帳) (a) 連絡帳は毎日記入されているか。 ※ 連絡事項のうち、少なくとも「体温」「排便」「食事」の状況は必ず記入する。 [3歳以上児] (口頭連絡でも可) (b) 連絡事項のうち重要な事項は、記録されているか。 ※ 保護者との連絡と同時に、保育者間の連絡事項も記録し確実に引き継ぐこと。	<ul style="list-style-type: none"> 連絡が行われていない。 連絡帳が作成されていない。 連絡状況が不十分 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ(10) 指導監督基準5(3)
b 保護者との緊急時の連絡体制	(a) 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるようにされているか。 ※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡表が整備されていない。 		○	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ(11) 指導監督基準5(3)
c 保育室の見学	(a) 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。 	○		<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ(12) 指導監督基準5(3)

調査事項	調査内容	評価基準			根拠法令等
		評価事項	判定		
			B	C	
6 給食					
(1) 衛生管理の状況 a 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理 ※ 常時5人以下施設においては、調理室に代えて調理設備を備えること。	(a) 食器や哺乳ビン、ふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳瓶は使用することによく洗い、滅菌しているか。	・ 使用することによく洗っていない。十分な殺菌又は滅菌が行われていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ホ(1) ・ 指導監督基準6(1)
	(b) 調理室が清潔に保たれているか。 (c) 調理方法が衛生的であるか。 (d) 配膳が衛生的であるか。	・ 調理室が汚れている。残飯等が放置されている。 ・ 衛生的配慮が不十分		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ホ(1) ・ 指導監督基準6(1)
	(e) 食事時、食器類や哺乳ビンは、児童や保育従事者の間で共用されていないか。	・ 共用されることがある。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ホ(1) ・ 指導監督基準6(1)
	(f) 原材料、調理済食品の保存(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む)について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。 ※ 集団給食(1回20食程度未満の場合を除く。)の取扱いを開始する前に、管轄の保健所へ食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく届出をしなければならない。(調理業務を委託する場合、飲食店営業の許可が必要となる場合がある。)	・ 冷凍又は冷蔵設備等がない。その他食品の保存に関し、不適切な事項がある。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ(1) ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ホ(1) ・ 指導監督基準6(1)
	(a) 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。 (b) 健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容か。	・ 配慮されていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ホ(2) ・ 指導監督基準6(2)
[市販の弁当(仕出し弁当も含む)等の場合] (c) 乳幼児に適した内容であるか。 (d) 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。 また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。	・ 配慮されていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ホ(2) ・ 指導監督基準6(2)	
	・ 乳児に対する配慮が適切に行われていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ホ(2) ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ(11) ・ 指導監督基準6(2)	
	(a) 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。 ※ 仕出し弁当の場合は献立表をもらうこと。	・ 献立が作成されていない。 ・ 献立の内容が不適當 ・ 献立に従った調理が適切に行われていない。		○ ○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ホ(3) ・ 指導監督基準6(2)

調査事項	調査内容	評価基準			根拠法令等	
		評価事項	判定			
			B	C		
7 健康管理・安全確保						
(1) 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 登園の際、健康状態の観察を行い、保護者からの乳幼児の状態の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	<ul style="list-style-type: none"> 十分な観察が行われていない。 保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けていない。 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ（1）、（10） 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（1） 指導監督基準7（1） 	
	b 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。 保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 十分な観察が行われていない。 注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。 		○	○	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（1） 指導監督基準7（1）
(2) 乳幼児の発育チェック	a 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な発育チェックを全く行っていない。 基本的な発育チェックを毎月行っていない。 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（2） 指導監督基準7（2） 	
	a 入所（利用開始）時の健康診断 乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用開始）時の健康診断はなるべく入所（利用開始）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 入所（利用開始）時の健康診断が実施されていない。 <p>ただし、保護者からの健康診断結果（4か月以内に健診を受診しているものに限る。）の提出がある場合等は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなしてよい。</p>		○	○	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（3） 指導監督基準7（3）
	b 1年に2回の健康診断が実施されているか。（おおむね6月毎に実施） ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写し（おおむね6月以内の乳幼児健診の記録）の提出を受けること。	<ul style="list-style-type: none"> 全く実施されていない。 1年に1回しか実施していない。 健康診断の未実施者がいる。 健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。 	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（3） 指導監督基準7（3）
c 入所（利用開始）後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧が作成されていないか。 職員への周知状況の不徹底等対応が不十分	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧が作成されていない。 職員への周知状況の不徹底等対応が不十分 		○	○	<ul style="list-style-type: none"> 指導監督基準7（3） 	
(4) 職員の健康診断	a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 実施されていない。 実施されているが未実施者がいる。 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（4） 指導監督基準7（4） 	
	b 調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 実施されていない。 月1回の検便が実施されている状況にない。 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（5） 指導監督基準7（4） 	
(5) 医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。	<ul style="list-style-type: none"> 左記の最低必要な医薬品、医療品がない。 		○	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（6） 指導監督基準7（5） 	
	※ 最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類	<ul style="list-style-type: none"> 整備内容が不十分 	○			

調査事項	調査内容	評価基準			根拠法令等
		評価事項	判定		
			B	C	
(6) 感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	・ 対応が適切ではない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ(7) ・ 指導監督基準7(6)
	b 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。	・ 治癒の判断をもっぱら保護者に委ねている。		○	・ 指導監督基準7(6)
	c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。	・ 対応が適切ではない。		○	・ 指導監督基準7(6)
(7) 乳幼児突然死症候群の予防	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	・ 保育室に職員が在室していないなど、乳児突然死症候群に対する注意を払っていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ(8) ・ 指導監督基準7(7)
	b 乳児を寝かせる場合は、仰向けに寝かせているか。 ※ 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所(利用開始)時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。	・ 乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ(9) ・ 指導監督基準7(7)
	c 保育室では禁煙を厳守しているか。	・ 保育室で喫煙している。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ(10) ・ 指導監督基準7(7)
(8) 安全確保	a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。	・ 安全計画が策定されていない。 ・ 保育室その他乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない(危険物が置かれている、書庫等が固定されていない、落下物がある、コンセント類が危険など)		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ(11)、(14) ・ 指導監督基準7(8)
	b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されているか。	・ 職員に対し、安全計画について周知されていない。 ・ 安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されていない。		○	・ 指導監督基準7(8)
	c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。	・ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。		○	・ 指導監督基準7(8)
	d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。	・ 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ(11)、(14) ・ 指導監督基準7(8)
	e 不審者の立入防止などの対策や、緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。	・ 囲障はあるが、施錠等が不十分。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ(14)、(15) ・ 指導監督基準7(8)
	f 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えているか。	・ 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるように備えられていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ(18) ・ 指導監督基準7(8)
	g 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	・ 死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとられていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ(21) ・ 指導監督基準7(8)
	h 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	・ 点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。		○	・ 指導監督基準7(8)

調査事項	調査内容	評価基準		根拠法令等
		評価事項	判定 B C	
	i 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練（119番通報等の訓練）を定期的に行うこと。	・救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない。 ・関係機関への緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていない。	○ ○	・支援法施行規則第1条第1項第1号へ（17） ・指導監督基準7（8）
	j プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	・専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。	○	・支援法施行規則第1条第1項第1号へ（11） ・指導監督基準7（8）
	k 児童の食事に関する情報や当日の児童の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある児童については生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	・誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや食物アレルギーのある児童に配慮した食事の提供を行っていない。	○	・支援法施行規則第1条第1項第1号ホ（2） ・支援法施行規則第1条第1項第1号へ（11） ・指導監督基準7（8）
	l 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に行っているか。	・定期的な点検が行われていない。	○	・支援法施行規則第1条第1項第1号へ（11）、（14） ・指導監督基準7（8）
	m 事故発生時には速やかに当該事実を都に報告しているか。 ※ 死亡事故、重傷事故、食中毒等重大な事故が生じた場合、昭和57年6月15日付57福児母第144号「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目」第4条第2項により報告を行うこと。	・報告が行われていない。	○	・支援法施行規則第1条第1項第1号へ（19） ・指導監督基準7（8）
	n 園外保育時に複数の保育従事者が対応しているか。 ※ バス等により児童の送迎を行う場合も、緊急時の対応に備え、運転手の他に1名以上の職員が同乗することが望ましい。	・園外保育時に複数の保育従事者が対応していない。	○	・支援法施行規則第1条第1項第1号へ（11） ・指導監督基準7（8）
	o 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。	○	・支援法施行規則第1条第1項第1号へ（20） ・指導監督基準7（8）
8 利用者への情報提供				
(1) 施設及びサービスに関する内容の掲示	以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。 a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 b 建物、その他の設備の規模及び構造 c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 g 入所定員 h 保育士その他の職員の配置数又はその予定 i 職員に対する研修の受講状況 j 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 k 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 l 緊急時における対応方法 m 非常災害対策 n 虐待の防止のための措置に関する事項 o 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	・全く掲示されていない。 ・左記、a～oの事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分	○	・支援法施行規則第1条第1項第1号へ（22） ・指導監督基準8（1）

調査事項	調査内容	評価基準		根拠法令等
		評価事項	判定 B C	
(2) サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> 適切な説明が行われていない。 説明はされているが、内容が不十分 	○ ○	<ul style="list-style-type: none"> ・支援法施行規則第1条第1項第1号へ (24) ・指導監督基準8 (2)
(3) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者へ書面による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名及び住所 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	<ul style="list-style-type: none"> 書面により交付されていない。 左記、a～hの事項につき、交付内容が不十分 	○ ○	<ul style="list-style-type: none"> ・支援法施行規則第1条第1項第1号へ (23) ・指導監督基準8 (3) ・運営基準第55条
(4) 領収証（領収証兼提供証明書）の交付	保護者との間に締結した契約により定められた保育等の提供の対価の額を受け取る際に領収証を交付しているか。なお、保育等以外に特定の費用の額を受け取る場合には、それぞれを区分して記載されているか。 保護者に対して保育等を提供した日及び時間帯、当該保育等の内容、費用の額その他施設等の利用費の支給に必要な事項を記載した提供証明書を交付しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 領収証が交付されていない。 領収証において、保育等の利用料の額と特定費用の額の区分して記載されていない。 提供証明書が交付されていない。 提供証明書が不十分である。（左記に記載された項目が無いなど） 	○ ○ ○	<ul style="list-style-type: none"> ・運営基準第54条、55条、56条
9 備える帳簿				
(1) 職員に関する書類等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、履歴、採用年月日等が確認できる書類があるか。	<ul style="list-style-type: none"> 確認できる書類が備えられていない。 整備内容が不十分 	○ ○	<ul style="list-style-type: none"> ・支援法施行規則第1条第1項第1号へ (25) ・指導監督基準9 (1) ・運営基準第61条第1項
	b 各職員の勤務の時間毎の割り振り（シフト、ローテーション）が確認できる書類及び勤務実績が確認できる書類（出勤簿等）があるか。 c 労働基準法その他の法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務づけられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿（労働基準法第107条） ・賃金台帳（労働基準法第108条） ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）	<ul style="list-style-type: none"> 左記の帳簿の整備状況が不十分 	○ ○	<ul style="list-style-type: none"> ・支援法施行規則第1条第1項第1号へ (25) ・指導監督基準9 (1) ・労働基準法第107条、108条、109条 ・運営基準第61条第1項
(2) 在籍（利用）乳幼児に関する書類等の整備	a 在籍（利用）乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍（利用）記録並びに契約内容等が確認できる書類（※）があるか。 ※利用契約書、児童票、登園・降園の記録、出席簿等	<ul style="list-style-type: none"> 確認できる書類が備えられていない。 整備内容が不十分 	○ ○	<ul style="list-style-type: none"> ・支援法施行規則第1条第1項第1号へ (25) ・指導監督基準9 (2)
(3) 施設に関する書類	a 面積が確認できる施設の平面図があるか。	<ul style="list-style-type: none"> 確認できる書類が備えられていない。 内容が不十分 	○ ○	<ul style="list-style-type: none"> ・指導監督基準9 (3) ・運営基準第61条第1項

調査事項	調査内容	評価基準			根拠法令等
		評価事項	判定		
			B	C	
10 設置者の経営姿勢					
(1) 保育に対する姿勢 入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行うための適切な経営姿勢であること。	保育の充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する、真に積極的な姿勢であるか。 保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 保育を行う者として不適切な経営姿勢である。 保育に対する姿勢が不十分 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ(6)、(7) 指導監督基準10
11 その他					
(1) 施設等利用給付認定保護者に関する区への通知	a 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る区に通知しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 支給認定証の内容確認を行っていない。 保護者の不正行為について、区に報告していない。 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 運営基準第58条
(2) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	a 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> 国籍、信条、社会的身分等により差別的な取扱いをしている。 		○	<ul style="list-style-type: none"> 運営基準第59条
(3) 秘密保持等	<p>a 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>b 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>c 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らした事実がある。 秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていない。 必要な措置が不十分である 文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ていない。 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 運営基準第60条第1項 運営基準第60条第2項 運営基準第60条第3項
(4) 記録の整備	<p>a 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>b 特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び運営基準第58条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記録を整備していない。 記録を一部整備していない。 記録を整備、保存していない。 記録を一部整備、保存していない。 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 運営基準第61条第1項 運営基準第61条第2項

目次

2. 1日に保育する乳幼児の数が常時5人以下の施設の評価基準

1 保育に従事する者の数及び資格

- (1) 保育に従事する者の数 . . . 1 ページ
- (2) 保育に従事する者の有資格者の数 . . . 1 ページ
- (3) 保育士の名称 . . . 1 ページ

2 保育室等の構造設備及び面積

- (1) 保育室の面積 . . . 1 ページ
- (2) 保育室等の採光及び換気の確保、安全性の確保 . . . 1 ページ
- (3) 便所 . . . 2 ページ

3 非常災害に対する措置

- (1) 消火用具・非常口 . . . 2 ページ
- (2) 消防計画・避難訓練 . . . 2 ページ

4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

- (1) 保育室が2階の場合の条件 . . . 3 ページ
- (2) 保育室が3階の場合の条件 . . . 3～4 ページ
- (3) 保育室が4階以上の場合の条件 . . . 4～5 ページ

5 保育内容

- (1) 保育の内容 . . . 5 ページ
- (2) 保育従事者の保育姿勢等 . . . 6 ページ
- (3) 保護者との連絡等 . . . 6 ページ

6 給食

- (1) 衛生管理の状況 . . . 6 ページ
- (2) 食事内容等の状況 . . . 7 ページ

7 健康管理・安全確保

- (1) 乳幼児の健康状態の観察 . . . 7 ページ
- (2) 乳幼児の発育チェック . . . 7 ページ
- (3) 乳幼児の健康診断 . . . 7 ページ
- (4) 職員の健康診断 . . . 7 ページ
- (5) 医薬品等の整備 . . . 8 ページ
- (6) 感染症への対応 . . . 8 ページ
- (7) 乳幼児突然死症候群の注意 . . . 8 ページ
- (8) 安全確保 . . . 8～9 ページ

8 利用者への情報提供

- (1) 施設及びサービスに関する内容の掲示 . . . 9 ページ
- (2) サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明 . . . 9 ページ
- (3) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付 . . . 9 ページ
- (4) 領収証（領収証兼提供証明書）の交付 . . . 10 ページ

9 備える帳簿

- (1) 職員に関する書類等の整備 . . . 10 ページ
- (2) 在籍（利用）乳幼児に関する書類等の整備 . . . 10 ページ
- (3) 施設に関する書類 . . . 10 ページ

10 設置者の経営姿勢

- (1) 保育に対する姿勢 . . . 10 ページ

11 その他

- (1) 施設等利用給付認定保護者に関する区への通知 . . . 11 ページ
- (2) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則 . . . 11 ページ
- (3) 秘密保持等 . . . 11 ページ
- (4) 記録の整備 . . . 11 ページ

2. 1日に保育する乳幼児の数が常時5人以下の施設の評価基準

調査事項	調査内容	評価基準		根拠法令等	
		評価事項	判定 B C		
1 保育に従事する者の数及び資格					
(1) 保育に従事する者の数 原則として施設内の開所時間について常時2人以上。 ただし、保育士、看護師（保健師又は助産師を含む。以下、同じ。）又は、家庭的保育研修修了者である場合は、乳幼児の数が3人以下までは1人の配置可。 〔考え方〕 どの時間帯も必要な保育従事者数が配置されていることが必要	保育従事者の必要数の算出 a 常時、複数の保育従事者が配置されているか。（保育士、看護師、家庭的保育研修修了者が従事している時間帯であった乳幼児の数が3人以下の場合は除く。）	・ 入所児童の在籍時間帯に1人勤務の時間帯がある。	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号イ（2） ・ 指導監督基準1（2）	
(2) 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 有資格者は保育士、看護師又は家庭的保育研修修了者を「有資格者等」という。	保育士、看護師又は家庭的保育研修修了者が1人以上配置されているか。	・ 有資格者等が1人もいない。	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号イ（2） ・ 指導監督基準1（2）	
(3) 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	・ 左記の事項につき違反がある。	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号イ（3） ・ 指導監督基準1（4）	
	b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。	・ 左記の事項につき違反がある。	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号イ（4）	
2 保育室等の構造設備及び面積					
(1) 保育室等の面積等	a 乳幼児の保育を適切に行うことができる広さか。	・ 乳幼児の保育を適切に行うことができる広さ（9.9㎡以上）が確保されていない。	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ロ（1）、（2） ・ 指導監督基準2（2）	
	b 調理設備は、当該施設内にあって専用のものであるか。又は、施設外共同使用であるが、必要な時に利用できるか。	・ 調理設備（施設外調理等の場合にあつては必要な調理機能）がない。 ・ 調理設備が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができるよう区画等されている状態にない。 ・ 区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する。 ・ 衛生的な状態が保たれていない。	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ロ（1） ・ 指導監督基準2（2） ・ 指導監督基準6（1） ・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ロ（4）、へ（11）、（14） ・ 指導監督基準2（2） ・ 指導監督基準7（8） ・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ホ（1）、へ（11）、（14） ・ 指導監督基準2（2） ・ 指導監督基準7（8）	
	(2) 保育室等の採光及び換気の確保、安全性の確保	a 採光が確保されているか。 ※ 原則として、保育室は1階以上に設けること。	・ 窓等採光に有効な開口部がない。 ※ 建築基準法第28条第1項及び同法施行令第19条の規定（認可保育所の保育室の採光）に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましい。 ・ 採光が不十分	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ロ（4） ・ 指導監督基準2（3） ・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ロ（4） ・ 指導監督基準2（3）
		b 換気が確保されているか。	・ 窓等換気有効な開口部がない。 ※ 建築基準法第28条第2項の規定（居室の換気）に準じ、窓等換気有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。 ・ 換気が不十分	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ロ（4） ・ 指導監督基準2（3） ・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ロ（4） ・ 指導監督基準2（3）
	c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。	・ 同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがある。	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号へ（11）、（14） ・ 指導監督基準2（3）	

調査事項	調査内容	評価基準			根拠法令等
		評価事項	判定		
			B	C	
(3) 便所 a 便所の有無	便所は、原則として当該施設内にあって専用のものであるか。施設外共同使用の場合は、通常の使用に特に支障がないと判断できるか。 ※ 特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。	・ 便所がない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ロ(5) ・ 指導監督基準2(3)
b 便所に専用の手洗い設備の設置 便所と保育室及び調理室(調理設備を含む。)との区画 便所の安全な使用の確保	(a) 便所には専用の手洗い設備が設けられているとともに、衛生的に管理されているか。 (b) 児童が安全に使用するのに適当なものであるか。 (c) 便所は保育を行う部屋及び調理設備が設けられている部屋と区画され衛生上問題がないか。	・ 専用の手洗い設備が設けられていない。 ・ 手洗い設備が設けられているが不適切 ・ 手洗い設備が不衛生(十分に清掃なされていない、石けんがないなど)	○ ○	○ ○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ロ(5) ・ 指導監督基準2(3) ・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ロ(5)、ニ(2) ・ 指導監督基準2(3) ・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ロ(5) ・ 指導監督基準2(3) ・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ニ(2) ・ 指導監督基準2(3)
3 非常災害に対する措置					
(1) a 消火用具の設置	(a) 機能が有効な消火用具が設置されているか。 (b) 設置場所は火気使用場所のそばであり、かつ通行又は避難並びに用具の性能に支障がないか。 (c) 職員全員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	・ 消火用具がない又は消火用具の機能失効		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ハ(1) ・ 指導監督基準3(1)
b 非常口の設置	(a) 非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に、2か所2方向で適切に設置されているか。 ※ 2か所2方向に非常口があり、それぞれの非常口に通じる階段が必要になる。(出入り口が2か所、階段も2か所必要であること。) 保育室等を1階に設ける場合や、屋上に屋外遊戯場を設ける場合等においても2方向の避難経路を確保すること。 (b) 非常口の周辺に家具や用具を置いて、設備の機能を妨げているか。	・ 非常口が1か所のみ ・ 設置箇所不適 ・ 非常口は2か所あるが、適切な退避経路が確保されていない。	○ ○ ○	○ ○ ○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ハ(1) ・ 指導監督基準3(3) ・ 指導監督基準7(8) ・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ハ(1) ・ へ(14) ・ 指導監督基準3(3) ・ 指導監督基準7(8)
(2) a 非常災害に対する具体的計画(消防計画)の策定	(a) 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画(消防計画)が策定されているか。 ※感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)についても策定するよう努めること。	・ 具体的計画(消防計画)を作成していない。 ・ 具体的計画(消防計画)の内容不備。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ハ(2) ・ 指導監督基準3(2)
b 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施	(a) 訓練は毎月定期的に行われているか。 ※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。 ※ 震災に対する訓練も取り入れることが望ましい。	・ 訓練が1年以内に1回も実施されていない。 ・ 訓練が毎月1回以上実施されていない。 (保育室が3階以下にある施設) (保育室が4階以上にある施設) ・ 訓練内容不適 ・ 訓練記録が整備されていない ・ 訓練記録が不十分	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ハ(3) ・ 指導監督基準3(2)

調査事項	調査内容	評価基準			根拠法令等	
		評価事項	判定			
					B	C
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件						
(1) 保育室が2階の場合の条件	<p>a 保育室、その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。</p> <p>b 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設か。</p> <p>※ 保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等での確認が望ましい。</p> <p>c 乳幼児の避難に適した下記の構造の施設又は設備が、それぞれ1以上設けられているか。</p> <p>(常用)</p> <p>ア 屋内階段</p> <p>イ 屋外階段</p> <p>(避難用)</p> <p>ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段</p> <p>イ 待避上有効なバルコニー</p> <p>ウ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>エ 屋外階段</p>	<ul style="list-style-type: none"> 転落防止設備がない。 転落防止設備が不備である。 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）ではない。 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 指導監督基準4(1) 指導監督基準4(1) 	
<p>待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。</p> <p>① バルコニーの床は準耐火構造とする。</p> <p>② バルコニーは十分に外気に開放されていること。</p> <p>③ バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。</p> <p>④ 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。</p> <p>⑤ その階の保育室の面積の概ね1/8以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。</p> <p>なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。</p>						
(2) 保育室が3階の場合の条件	<p>a 耐火建築物であるか。</p> <p>b 乳幼児の避難に適した下表に掲げる（常用）欄及び（避難用）欄の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられているか。</p> <p>これらの施設又は設備が保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以内となるように設けられているか。</p> <p>(常用)</p> <p>ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段</p> <p>イ 屋外階段</p> <p>(避難用)</p> <p>ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段</p> <p>イ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>ウ 屋外階段</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。（準耐火建築物は不可） 左記に掲げる施設又は設備のうち（常用）及び（避難用）の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていない。 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 指導監督基準4(2) 指導監督基準4(2) 	

調査事項	調査内容	評価基準		根拠法令等	
		評価事項	判定		
			B		C
	c 避難に適した構造の施設又は設備が保育室の各部分からその位置に至る歩行距離が30m以内となるように設けられているか	・ 避難に適した構造の施設又は設備が、保育室の各部分からその位置に至る歩行距離の30m以内に設けられていない。		○	・ 指導監督基準 4 (2)
	d 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	・ 左記 d を満たしていない。		○	・ 指導監督基準 4 (2)
	e 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	・ 転落防止設備がない。 ・ 転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。		○	・ 指導監督基準 4 (2)
	f 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備(電話で可)があるか。 ※ 非常警報器具：警鐘、携帯用拉声器、手動式サイレン等のこと。 ※ 非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。	・ 左記 f を満たしていない。		○	・ 指導監督基準 4 (2)
	g カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理されているか。	・ 左記 g を満たしていない。(防災物品表示)		○	・ 指導監督基準 4 (2)
(3) 保育室が 4 階以上の場合の条件	a 耐火建築物であるか。	・ 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可)		○	・ 指導監督基準 4 (2)
	b 乳幼児の避難に適した下表に掲げる(常用)欄及び(避難用)の欄の施設又は設備がそれぞれ 1 以上設けられているか。 これらの施設又は設備が保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも 30m 以内となるように設けられているか。 (常用) ア 建築基準法施行令第 123 条第 1 項に規定する屋内避難階段又は同条第 3 項に規定する構造の屋内特別避難階段 イ 建築基準法施行令第 123 条第 2 項に規定する構造の屋外避難階段 (避難用) ア 建築基準法施行令第 123 条第 1 項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第 3 項に規定する構造の屋内特別避難階段(ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有するものに限り。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすもの。) イ 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ウ 建築基準法施行令第 123 条第 2 項に規定する屋外避難階段	・ 左記に掲げる施設又は設備のうち(常用)及び(避難用)の施設又は設備がそれぞれ 1 以上設けられていない。		○	・ 指導監督基準 4 (2)
	c 避難に適した構造の施設又は設備が保育室の各部分からその位置に至る歩行距離がいずれも 30m 以内となるように設けられているか。	・ 避難に適した構造の施設又は設備が、保育室の各部分からその位置に至る歩行距離の 30m 以内に設けられていない。		○	・ 指導監督基準 4 (2)

調査事項	調査内容	評価基準			根拠法令等
		評価事項	判定		
			B	C	
	d 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	・ 左記 d を満たしていない。		○	・ 指導監督基準 4 (2)
	e 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	・ 転落防止設備がない。 ・ 転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	○	○	・ 指導監督基準 4 (2)
	f 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備(電話で可)があるか。 ※ 非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 ※ 非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。	・ 左記 f を満たしていない。		○	・ 指導監督基準 4 (2)
	g カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理されているか。	・ 左記 g を満たしていない。(防災物品表示)		○	・ 指導監督基準 4 (2)
5 保育内容					
(1) 保育の内容 ※ 保育所保育指針を踏まえた、適切な保育が行われているか。	保育内容の工夫 a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、保育内容を工夫しているか。	・ 左記 b～d の事項を満たしていること。(実際の指導等は、b～d の事項について、それぞれ実施する。)			
	b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。 (a) 乳幼児の日々の生活のリズムに沿ったカリキュラムが設定されているか。 (b) 必要に応じ乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。 (c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。 (d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。	・ デイリープログラム等が作成されていない。 ・ 保育日誌が作成されていない。 ・ 汚れたときの処置が不適当 ・ 24時間保育で3日以上継続入所児童に入浴・清拭がされていない。 ・ 外気浴の機会が適切に確保されていない。(乳児) 週3回以下 週4回以上6回未満 ・ 屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。(幼児) 週3回以下 週4回以上6回未満	○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ニ(1)、(3) ・ 指導監督基準 5 (1) ・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ニ(2) ・ 指導監督基準 5 (1) ・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ニ(2) ・ 指導監督基準 5 (1) ・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ニ(2) ・ 指導監督基準 5 (1)
	c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	・ テレビやビデオを見せ続けている。 ・ 一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。	○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ニ(4) ・ 指導監督基準 5 (1)
	d 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。 ※ テレビは含まない。	・ 遊具が全くない。 ・ 遊具につき、改善を要する点がある。 ・ 年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等 ・ 大型遊具を備える場合に、安全性に問題がある。	○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ニ(2)、(5)、ヘ(14) ・ 指導監督基準 5 (1)

調査事項	調査内容	評価基準			根拠法令等
		評価事項	判定		
			B	C	
(2) 保育従事者の保育姿勢等 a 保育従事者の人間性と専門性の向上	(a) 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任に当たる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。 (b) 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育従事者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	・ 施設内研修等の機会を設けるなど、保育従事者の質の向上に努めていない。 ・ 外部研修等への参加が全くない。 ・ 保育所保育指針の理解に努めていない。	○ ○ ○		・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ニ(6)、(7) ・ 指導監督基準5(2)
b 児童の人権に対する十分な配慮	乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないよう、乳幼児の人権に十分な配慮がなされているか。	・ 配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ニ(8) ・ 指導監督基準5(2)
c 児童相談所等の専門的機関との連携	入所乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・ 不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。 ・ 対応が不十分		○ ○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ニ(9) ・ 指導監督基準5(2)
(3) 保護者との連絡等 a 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	[3歳未満児] (原則として連絡帳) (a) 連絡帳は毎日記入されているか。 ※ 連絡事項のうち、少なくとも「体温」「排便」「食事」の状況は必ず記入する。 [3歳以上児] (口頭連絡でも可) (b) 連絡事項のうち重要な事項は、記録されているか。 ※ 保護者との連絡と同時に、保育者間の連絡事項も記録し確実に引き継ぐこと。	・ 連絡が行われていない。 ・ 連絡帳が作成されていない。 ・ 連絡状況が不十分	○ ○ ○		・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ニ(10) ・ 指導監督基準5(2)
b 保護者との緊急時の連絡体制	(a) 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるようにされているか。 ※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	・ 緊急連絡表が整備されていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ニ(11) ・ 指導監督基準5(2)
c 保育室の見学	(a) 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。	・ 保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ニ(12) ・ 指導監督基準5(2)
6 給食					
(1) 衛生管理の状況 a 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理	(a) 食器や哺乳ビン、ふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ビンは使用することによく洗い、滅菌しているか。 (b) 調理室が清潔に保たれているか。 (c) 調理方法が衛生的であるか。 (d) 配膳が衛生的であるか。 (e) 食事時、食器類や哺乳ビンは、児童や保育従事者の間で共用されていないか。 (f) 原材料、調理済食品の保存(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む)について腐敗、変質しないよう冷蔵又は冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。	・ 使用することによく洗っていない。十分な殺菌又は滅菌が行われていない。 ・ 調理室が汚れている。残飯等が放置されている。 ・ 衛生的配慮が不十分 ・ 共用されることがある。 ・ 冷凍・冷蔵設備等がない。その他食品の保存に関し、不適切な事項がある。	○ ○ ○ ○		・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ホ(1) ・ 指導監督基準6(1) ・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ホ(1) ・ 指導監督基準6(1) ・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ホ(1) ・ 指導監督基準6(1) ・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ホ(1) ・ 指導監督基準6(1)

調査事項	調査内容	評価基準			根拠法令等	
		評価事項	判定			
			B	C		
(2) 食事内容等の状況 a 乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容	(a) 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。	・ 配慮されていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ホ（1） ・ 指導監督基準6（2）	
	(b) 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容か。					
	[市販の弁当（仕出し弁当も含む）等の場合] (c) 乳幼児に適した内容であるか。	・ 配慮されていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ホ（2） ・ 指導監督基準6（2）	
	(d) 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。 また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。	・ 乳児に対する配慮が適切に行われていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ホ（2）、ヘ（11） ・ 指導監督基準6（2）	
b 献立に従った調理	(a) 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。 ※ 仕出し弁当の場合は献立表をもらうこと。	・ 献立が作成されていない。 ・ 献立の内容が不適当 ・ 献立に従った調理が適切に行われていない。	○ ○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ホ（3） ・ 指導監督基準6（2）	
7 健康管理・安全確保						
(1) 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 登園の際、健康状態の観察を行い、保護者からの乳幼児の状態の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・ 十分な観察が行われていない。 ・ 保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ニ（1）、（10）、ヘ（1） ・ 指導監督基準7（1）	
	b 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。 保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・ 十分な観察が行われていない。 ・ 注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。		○ ○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ヘ（1） ・ 指導監督基準7（1）
(2) 乳幼児の発育チェック	a 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。	・ 基本的な発育チェックを全く行っていない。 ・ 基本的な発育チェックを毎月行っていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ヘ ・ 指導監督基準7（2）	
(3) 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施	a 入所（利用開始）時の健康診断 乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用開始）時の健康診断はなるべく入所（利用開始）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っているか。	・ 入所（利用開始）時の健康診断が実施されていない。 ただし、保護者からの健康診断結果（4か月以内に健診を受診しているものに限る。）の提出がある場合等は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなしてよい。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ヘ（3） ・ 指導監督基準7（3）	
	b 1年に2回の健康診断が実施されているか。（おおむね6月毎に実施） ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写し（おおむね6月以内の乳幼児健診の記録）の提出を受けること。	・ 全く実施されていない。 ・ 1年に1回しか実施していない。 ・ 健康診断の未実施者がいる。 ・ 健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。		○ ○ ○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ヘ（3） ・ 指導監督基準7（3）
	c 入所（利用開始）後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育従事者への周知が行われているか。	・ 緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧が作成されていない。 ・ 職員への周知状況の不徹底等対応が不十分		○	○	・ 指導監督基準7（3）
(4) 職員の健康診断	a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。	・ 実施されていない。 ・ 実施されているが未実施者がいる。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ヘ（4） ・ 指導監督基準7（4）	
	b 調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。	・ 実施されていない。 ・ 月1回の検便が実施されている状況にない。		○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ヘ（5） ・ 指導監督基準7（4）
(5) 医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※ 最低必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類	・ 左記の最低必要な医薬品、医療品がない。 ・ 整備内容が不十分		○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ヘ（6） ・ 指導監督基準7（5）

調査事項	調査内容	評価基準			根拠法令等
		評価事項	判定		
			B	C	
(6) 感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	・ 対応が適切ではない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号へ(7) ・ 指導監督基準7(6)
	b 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりをした書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。	・ 治療の判断をもっぱら保護者に委ねている。		○	・ 指導監督基準7(6)
	c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものを準備されているか。	・ 対応が適切ではない。		○	・ 指導監督基準7(6)
(7) 乳幼児突然死症候群の注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	・ 保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号へ(8) ・ 指導監督基準7(7)
	b 乳児を寝かせる場合は、仰向けに寝かせているか。 ※ 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所(利用開始)時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。	・ 乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号へ(9) ・ 指導監督基準7(7)
	c 保育室では禁煙を厳守しているか。	・ 保育室で喫煙している。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号へ(10) ・ 指導監督基準7(7)
(8) 安全確保	a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。	・ 安全計画が策定されていない。 ・ 保育室その他乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない(危険物が置かれている、書庫等が固定されていない、落下物がある、コンセント類が危険など)。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号へ(11)、(14) ・ 指導監督基準7(8)
	b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。	・ 職員に対し、安全計画について周知されていない。 ・ 安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。		○	・ 指導監督基準7(8)
	c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。	・ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。		○	・ 指導監督基準7(8)
	d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。	・ 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号へ(11)、(14) ・ 指導監督基準7(8)
	e 不審者の立入防止などの対策や、緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。	・ 囲障はあるが、施設等が不十分		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号へ(14)、(15) ・ 指導監督基準7(8)
	f 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一事故に備えているか。	・ 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるように備えられていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号へ(18) ・ 指導監督基準7(8)
	g 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	・ 死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとられていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号へ(21) ・ 指導監督基準7(8)
	h 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	・ 点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。		○	・ 指導監督基準7(8)

調査事項	調査内容	評価基準			根拠法令等
		評価事項	判定		
			B	C	
	i 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練（119番通報等の訓練）を定期的実施すること。	・救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない。 ・関係機関への緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていない。		○	・支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号へ（10） ・指導監督基準7（8）
	j プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	・専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。		○	・支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号へ（11） ・指導監督基準7（8）
	k 児童の食事に関する情報や当日の児童の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある児童については生活管理指導票表等に基づいて対応しているか。	・誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや食物アレルギーのある児童に配慮した食事の提供を行っていない。		○	・支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号ホ（2）、へ（11） ・指導監督基準7（8）
	l 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。	・定期的な点検が行われていない。		○	・支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号へ（11）、（14） ・指導監督基準7（8）
	m 事故発生時には速やかに当該事実を都に報告しているか。 ※ 死亡事故、重傷事故事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、昭和57年6月15日付57福児母第144号「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目」第4条第2項により報告を行うこと	・報告が行われていない。		○	・支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号へ（19） ・指導監督基準7（8）
	n 園外保育時に複数の保育従事者が対応しているか。 ※ バス等により児童の送迎を行う場合も、緊急時の対応に備え、運転手の他に1名以上の職員が同乗することが望ましい。	・園外保育時に複数の保育従事者が対応していない。		○	・支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号へ（11） ・指導監督基準7（8）
	o 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。		○	・支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号へ（20） ・指導監督基準7（8）
8 利用者への情報提供					
(1) 施設及びサービスに関する内容の揭示	以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に揭示されているか。 a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 b 建物、その他の設備の規模及び構造 c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 g 入所定員 h 保育士その他の職員の配置数又はその予定 i 職員に対する研修の受講状況 j 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 k 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 l 緊急時等における対応方法 m 非常災害対策 n 虐待の防止のための措置に関する事項 o 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	・全く揭示されていない。 ・左記、a～oの事項につき、揭示内容又は揭示の仕方が不十分		○	・支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号へ（22） ・指導監督基準8（1） ・児童福祉法第59条の2の2 ・児童福祉法施行規則第49条の5
(2) サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	・適切な説明が行われていない。 ・説明はされているが、内容が不十分		○	・支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号へ（24） ・指導監督基準8（2）

調査事項	調査内容	評価基準			根拠法令等
		評価事項	判定		
			B	C	
(3) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者による書面による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名及び住所 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	・ 書面により交付されていない。 ・ 左記、a～hの事項につき、交付内容が不十分	○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号～(23) ・ 指導監督基準8(3) ・ 運営基準第55条
(4) 領収証(領収証兼提供証明書)の交付	保護者との間に締結した契約により定められた保育等の提供の対価の額を受け取る際に領収証を交付しているか。なお、保育等以外に特定の費用の額を受け取る場合には、それぞれを区分して記載されているか。 保護者に対して保育等を提供した日及び時間帯、当該保育等の内容、費用の額その他施設等の利用費の支給に必要な事項を記載した提供証明書を交付しているか。	・ 領収証が交付されていない。 ・ 領収証において、保育等の利用料の額と特定費用の額の区分して記載されていない。 ・ 提供証明書が交付されていない。 ・ 提供証明書が不十分である。(左記に記載された項目が無いなど)	○	○	・ 運営基準第54条、55条、56条
9 備える帳簿					
(1) 職員に関する書類等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、履歴、採用年月日等が確認できる書類があるか。 b 各職員の勤務の時間毎の割り振り(シフト、ローテーション)が確認できる書類及び勤務実績が確認できる書類(出勤簿等)があるか。 c 労働基準法その他の法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務づけられている帳簿等があるか。 ・ 労働者名簿(労働基準法第107条) ・ 貸金台帳(労働基準法第108条) ・ 雇入、解雇、災害補償、貸金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条)	・ 確認できる書類が備えられていない。 ・ 整備内容が不十分	○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号～(25) ・ 指導監督基準9(1) ・ 運営基準第61条第1項
(2) 在籍(利用)乳幼児に関する書類等の整備	a 在籍(利用)乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍(利用)記録並びに契約内容等が確認できる書類(※)があるか。 ※利用契約書、児童票、登園・降園の記録、出席簿等	・ 確認できる書類が備えられていない。 ・ 整備内容が不十分	○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号～(25) ・ 指導監督基準8(2)
(3) 施設に関する書類	a 面積が確認できる施設の平面図があるか。	・ 確認できる書類が備えられていない。 ・ 内容が不十分	○	○	・ 指導監督基準8(3) ・ 運営基準第61条第1項
10 設置者の経営姿勢					
(1) 保育に対する姿勢	保育の充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する、真に積極的な姿勢であるか。 入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行うための適切な経営姿勢であること。 保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行っているか。	・ 保育を行う者として不適切な経営姿勢である。 ・ 保育に対する姿勢が不十分	○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第2号ハで参照している第1号～(6)、(7) ・ 指導監督基準10

調査事項	調査内容	評価基準			根拠法令等
		評価事項	判定		
			B	C	
11 その他					
(1) 施設等利用給付認定保護者に関する区への通知	a 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る区に通知しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 支給認定証の内容確認を行っていない。 保護者の不正行為について、区に報告していない。 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・運営基準第58条
(2) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	a 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> 国籍、信条、社会的身分等により差別的な取扱いをしている。 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・運営基準第59条
(3) 秘密保持等	<p>a 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>b 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>c 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らした事実がある。 秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていない。 必要な措置が不十分である 文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ていない。 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営基準第60条第1項 ・運営基準第60条第2項 ・運営基準第60条第3項
(4) 記録の整備	<p>a 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>b 特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び運営基準第58条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記録を整備していない。 記録を一部整備していない。 記録を整備、保存していない。 記録を一部整備、保存していない。 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営基準第61条第1項 ・運営基準第61条第2項